

# 福井県バス協会 国民保護に関する業務計画

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関としての指定を受けた公益社団法人福井県バス協会（以下「バス協会」という。）の業務に係る武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置について、的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

## 第2章 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、福井県国民保護計画及びこの計画に基づき、バス協会会員事業者の協力を得つつ、その業務に関する国民保護措置の実施に万全を期するものとする。

2. 国民保護措置に関し、平時から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。
3. 国民保護措置を実施するに当たっての実施方法については、国及び福井県知事から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。
4. 国民保護措置の実施に当たっては、国、福井県及び関係機関の協力を得つつ、バス協会及びバス協会会員事業者の実施する国民保護措置に従事する者の安全確保に配慮するものとする。
5. 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うものとする。
6. 福井県国民保護対策本部長の総合調整
  - (1) 福井県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。
  - (2) 福井県知事より住民避難の運送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

## 第2章 平時からの備え

### 第1節 活動体制の整備

指定地方公共機関としてのバス協会の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する業務について、バス協会とバス協会会員事業者との連絡及び調整を図る

ための常設の連絡調整組織として、バス協会長を委員長とする国民保護連絡調整専門部会（以下「国民保護専門部会」という。）を設置するものとする。

国民保護専門部会の組織及び運営に関する事項は、別に定めるところによるものとする。

2. バス協会会員事業者が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順など必要な事項について、あらかじめ定めるものとする。
3. 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。
4. 平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。
5. 防災のための備蓄を活用しつつ、非常用電源の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備に努めるものとする。

## 第2節 関係機関との連携

平素から、関係省庁、福井県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関等との間で国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

## 第3節 旅客等への情報提供の備え

武力攻撃事態等において、乗合バス運行状況等の情報を、旅客等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

## 第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

福井県知事から避難の指示について通知を受けた場合において、会員事業者等への連絡方法、連絡手順など必要な事項について、あらかじめ定めるものとする。

## 第5節 管理する施設等に関する備え

武力攻撃事態等において、監理する施設及び設備の応急復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

## 第6節 運送に関する備え

避難住民の運送を実施するための整備を行うに当たっては、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報提供、協定の締結など、必要な協力を福井県知事に行うよう努めるものとする。

2. 武力攻撃事態等発生時に人員の緊急輸送が円滑に実施されるよう、バス協会会員

事業者等の協力を得つつこれらの緊急輸送に関わる実施体制の整備の構築に努めるものとする。

#### 第7節 備蓄

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握等に努める。

2. 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体や他の事業者等との間で、協力が得られるよう努めるものとする。

#### 第8節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるようバス協会内における訓練の実施に努めるとともに、福井県知事が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

また、訓練にあたっては、実際の通信機器を活用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 活動体制の確立

福井県知事から、国民保護対策連絡室の設置について連絡を受けたときは、速やかに国民保護専門部会及びバス協会会員事業者等に迅速にその旨を周知するものとする。

2. 福井県国民保護対策連絡室または福井県国民保護対策本部が設置された場合、必要に応じて、国民保護専門部会会議を招集するものとする。
3. 国民保護専門部会は、バス協会内における国民保護措置などに関する調整、情報収集、集約、連絡及び広報その他必要な業務を実施するものとする。

#### 第2節 安全の確保

国民保護措置を実施するにあたっては、その内容に応じ、福井県知事から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援の体制の確立等支援を受けるものとし、これらを活用し、バス協会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

#### 第3節 関係機関等との連携

福井県国民保護対策本部、市町国民保護対策本部、指定公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

#### 第4節 警報等の伝達

福井県知事から警報、避難措置の指示または避難の指示を受けた場合には、速やかに国民保護専門部会及びバス協会会員事業者等に迅速にその旨を周知するものとする。

#### 第5節 運送の確保

避難の指示が行われる場合には、福井県知事と緊密に連絡を行い、必要に応じて、地方公共団体の長より避難住民の運送の求めが行われることに備え、輸送力の確保など避難住民の運送の実施に必要な体制を整えるものとする。

2. 地方公共団体の長より避難住民の運送の求めがあった場合には、輸送施設の故障等により当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これら運送を的確かつ迅速に行うものとする。
3. 避難住民の運送の実施に当たっては、当該運送の求めを行ったものより提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。また、気象条件等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して、安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。
4. 避難住民の運送の実施に当たっては、運送に必要な施設の状況確認、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。
5. 運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、関係機関等に当該障害について連絡を行うとともに、関係機関等の協力を得つつ、バス協会会員事業者相互間において連携し、代替輸送の確保に努めるものとする。
6. 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

#### 第6節 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合、その業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに設備の点検を実施し、これらの被害の状況を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

2. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって、バス協会及びバス協会会員事業者の要員、資機材等によっては、的確かつ迅速な措置を講ずることができない

場合には、必要に応じ、県に対し、それぞれ必要な人員及び資機材の提供、技術的助言、その他応急の復旧のための必要な措置に関し支援を求めるものとする。

3. 被災状況及び応急復旧の実施状況について、必要に応じて県対策本部に報告するものとする。

#### 第4章 緊急処理事態等への対応

##### 第1節 活動体制の確立

福井県知事から、緊急処理事態対策本部の設置について連絡を受けたときは、緊急処理事態の状況に応じて、その事務を処理するための体制を強化するものとする。

2. その活動体制については、武力攻撃事態等への対処の定めに準じて行うこととする。

##### 第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃事態等への対処のために準じて行うこととする。

#### 第5章 計画の適切な見直し

適時この計画の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとする。

2. この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事するバス協会会員事業者の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

#### 附 則

本業務計画は、平成19年3月13日から実施する。

改正 令和 4年6月 7日より適用する。

## 国民保護連絡調整専門部会 組織及び運営に関する規程

国民保護に関する業務計画第2章第1節に定める国民保護連絡調整専門部会（以下「国民保護専門部会」という。）の組織及び運営については、次のとおりとする。

### 第1条 組織

武力攻撃事態等における国民保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置について、的確かつ迅速に実施を図るため、理事会の決議を経て、公益社団法人福井県バス協会に国民保護専門部会を置く。

国民保護専門部会委員は、公益社団法人福井県バス協会理事をもってあてる。

### 第2条 運営

国民保護専門部会委員長は、福井県国民保護対策連絡室又は福井県国民保護対策本部が設置された場合において必要と判断したとき、国民保護専門部会会議を緊急招集する。

2. 国民保護専門部会は、平時より輸送力及び輸送施設に関する情報の収集を図り、武力攻撃事態等及び緊急対処事態発生時に緊急輸送に関わる体制がとれるよう必要な整備を行うものとする。
3. 住民の避難等緊急輸送は、会員事業者の協力のもと実施し、会員事業者への連絡方法、連絡手順は、次のとおりとする。
  - ①会員事業者へは、国民保護専門部会から連絡する。
  - ②会員事業者への連絡は、事務局からのFAXにより行うことを原則とする。
  - ③連絡網は、「会員名簿」による。

本規程は、平成19年3月13日から実施する。

改正 令和4年6月7日から適用する。